

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに該当するものに限る。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年3月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 定期検査を行う区域、期日及び場所

(1) 検査区域

丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、三豊市、綾歌郡、仲多度郡

(2) 検査期日

平成25年7月1日から同年8月31日まで

(3) 検査場所

当該特定計量器の所在の場所